

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合せ(TEL)
1	神戸港への客船誘致のためのアドバイザリー業務	2023年4月1日	ウィルヘルムセン・ポート・サービス・ジャパン・プライベート・リミテッド	3,000	ウィルヘルムセン・ポート・サービス・ジャパン・プライベート・リミテッドは、神戸港で定期発着を行っているプリンセス・クルーズをはじめとする海外の主要なクルーズ船社の総船舶代理店であることに加え、海外本社とのキーパーソンとの関係が強く、これまでも船社訪問における支援を通じて誘致実績がある。同社は外国船の日本国内での入出港手続きなどの手続き業務に加え、クルーズに関して豊富な知識と経験を有しており、各クルーズ船の特徴やクルーズの内容などを考慮し、きめ細かく、それぞれの港に適した説得力ある提案を行う事ができる。 また、令和5年度に神戸港が誘致ターゲットとする海外船社との取引（ウィンドスター・クルーズ、リンドブラッド・エクスペディション、ヘリテージ・エクスペディション、スワン・ヘレニック等）が多く、他に類をみない本業務を遂行しうる唯一の法人である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	振興課(595-6289)
2	中突堤移動式保安柵設置等業務	2023年4月1日	早駒運輸(株)	4,042	中突堤周辺には作業を委託できる別の事業所が近隣に存在しないこと、天候等による船舶の入出港情報の変更など刻々と変化する状況の下、荷主や船社代理店等からの情報を正確に把握し、緊急時の対応も含め、柔軟で迅速な人的対応が求められることを考慮し、中突堤基部に本社のある本契約の相手方が本契約のを確実に履行できる唯一の企業であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	海岸防災課(595-6326)
3	船舶運航管理業務	2023年4月1日	(株)東洋信号通信社	86,239	「こうべポートラジオ」の運営と「船舶動静把握及び運航調整業務」は、入出港船に関する情報収集、動静把握、通信及び運航調整を一元的に行うことによって、船舶の航行安全に寄与し、効率的な港湾管理・運営を支援するという、重要かつ特殊な業務である。 受託者は、業務内容を包括して遂行するために必要なレーダー及びカメラ等の資機材や通信設備を有する業者でなければならず、さらに船舶通信に必要な国際無線従事者や船舶・港湾運送等の用語を理解する専門的な知識・技能を有し、適切かつ確に運用できる人材が確保されていることが求められる。 (株)東洋信号通信社は、全国のポートラジオのうち28局の運営に携わっている。神戸港では、1965年の「神戸VHF海岸局」開局以来、同業務を受託しており、十分な実績がある。また、大阪湾内で開局しているポートラジオ4局すべてにおいて業務を受託(神戸市、兵庫県、大阪市、大阪府)し、無線設備を共有することで効率的な運営を行っているだけでなく、船舶管理システムの共通化により、湾内における各港の情報を連携させながら業務を行っている。本業務を遂行するための設備、技術、経験があり、高度な水準で実施できる事業者は他にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海務課(272-1611)
4	メリケンパーク(国有地)内施設の維持管理に関する委託業務	2023年4月1日	早駒運輸(株)	16,022	神戸港ウォーターフロントエリア(メリケンパーク～ハーバーランド広場)の指定管理者を募集し、平成31年4月1日より業務を開始している(期間は令和6年3月31日まで)。しかしながら、指定管理の対象エリアには国有港湾施設が含まれており、国土交通省の方針により、国有港湾施設については指定管理者を指定できないことになっている。 当該業務については、植栽管理や巡回警備、清掃といった複合的な業務であり、請負契約にはなじまないため委託することとし、エリア全体を同一事業者が一体的に管理することで円滑かつ安価に業務を行うことができることから、本指定管理施設の指定管理者である共同事業体の代表者であり、共同事業体の中での職務分担上も当該地の実態管理を担っている早駒運輸株式会社と特命随意契約を行う。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課(595-6278)
5	コンテナシャーシ切り離し(仮置き場)の管理運営業務	2023年4月1日	一般社団法人阪神港海上コンテナ協会	27,755	本業務は、コンテナターミナルとの綿密な連絡・調整が必要であり、変化するコンテナターミナルの状況に即座に対応する必要があり、神戸港の海上コンテナ物流を熟知し、関係する事業者と円滑に連携して業務を行う必要がある。(一社)阪神港海上コンテナ協会は、神戸港に従事する海上コンテナ運送業者等で組織された団体であり、本業務の運営に欠かせない知識と能力を有して、海上コンテナ事業者との臨機応変な連絡調整も円滑に行うことができる唯一の団体である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課(595-6278)

6	中突堤中央ビル 専有部分の維持管理業務	2023年4月1日	商船三井興産（株）関西支社	5,574	市が区分所有する中突堤中央ビルの専有部分について管理委託するものであるが、ビル全体の共用部分の管理事業者である委託先事業者が神戸市の専有部分の管理事業者となることで、一体管理が可能となり、対応の円滑化と迅速化、コスト削減を図ることができるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課(595-6278)
7	神戸港港湾統計調査事務一部委託	2023年4月1日	一般社団法人 全日検 神戸支部	1,008	神戸港の検数は、全日検神戸支部と日本貨物検数協会神戸支部の2団体のみが取り扱っており、資料の作成ができるのは両団体のみである。荷主・船社等が検数を依頼する場合は、どちらかの団体に依頼しており、重複することはないため、全日検神戸支部が検数を行った船舶・貨物についての資料作成を同団体に委託する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6291)
8	神戸港港湾統計調査事務一部委託	2023年4月1日	一般社団法人 日本貨物検数協会 神戸支部	1,008	神戸港の検数は、全日検神戸支部と日本貨物検数協会神戸支部の2団体のみが取り扱っており、資料の作成ができるのは両団体のみである。荷主・船社等が検数を依頼する場合は、どちらかの団体に依頼しており、重複することはないため、全日検神戸支部が検数を行った船舶・貨物についての資料作成を同団体に委託する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6291)
9	神戸港港湾統計調査事務一部委託	2023年4月1日	兵庫県港運協会	2,322	港湾統計は全数調査を目的としており、検数を実施しなかった貨物資料の収集をもれなく正確迅速に行うことができるのは、神戸港の港運事業者の取りまとめを行っている兵庫県港運協会のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6291)
10	神戸空港海上アクセスターミナル 船客待合所、緑地、物揚場巡回点検等業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	21,062	株式会社こうべ未来都市機構は、平成25年10月1日から海上アクセス株式会社を吸収合併するとともに一切の業務を引き継ぎ、「神戸-関西ベイシャトルの運航」、「神戸空港海上アクセスターミナルビルの運営」、「神戸空港西緑地での利用者向け駐車場の運営」など、旅客への快適なサービスを行うため、「24時間の警備」、「巡回点検」、「運航時間帯における清掃」を自らが実施している。一方、本市は、ベイシャトルターミナル周辺の「緑地」、「物揚場」のほか、同社が所有するターミナルビルの1階を「船客待合所」として賃借しており、公共施設管理者として「巡回点検」、「小修繕」、「待合所の清掃、高潮位・台風等による物揚場への打ち揚げゴミの除去」など、運行管理と一体となった対応が必要である。また、ターミナルビルは防災拠点施設としての機能を有し、株式会社こうべ未来都市機構海上アクセス事業部が事務所を構え社員等が常駐しており、本市が日常管理すべき施設の警備、巡回点検、小修繕、清掃に加え、異常気象・災害発生時、旅客の海への転落事故・急病人発生時などにおける臨機応変な対応を迅速、的確に行うことができ、配置人員、勤務時間の縮減による経費の削減を図り、効率的な業務履行ができる法人である。これらの理由により、株式会社こうべ未来都市機構は、本業務を安全・確実、かつ効果的・効率的に実施できる唯一の機関である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	神戸港管理事務所(304-2503)
11	六甲アイランドOP上屋エレベーターメンテナンス保守管理業務	2023年4月1日	フジテック株式会社神戸支店	1,333	各メーカーで有するメンテナンス部門においては、充実した技術者の育成体制を持つため、専門性の高い熟練の技術による迅速・確実な部品の調達や不具合の対応を行うことが出来る。フジテック(株)神戸支店は、本昇降機の製造メーカー及び設置者であり、本業務に必要な技術を有し、確実・安全に業務を履行できる唯一の企業であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	神戸港管理事務所(304-2502)
12	令和5年度 神戸ウォーターフロントエリアライトアップ照明連動基本計画業務	2023年4月1日	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	5,989	令和3年度に設立された(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている。 本業務には、市の上位方針等の考え方や、周辺地域や周辺事業者の特徴や特性を理解し、公共施設及び民間施設の全体調整を行い、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で夜間景観の計画を行う必要がある。この目的を効率的かつ最大化して実現するため、本業務を担えるのは(株)神戸ウォーターフロント開発機構以外にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント再開発推進課(595-6307)

13	令和5年度 神戸ウォーターフロントアートプロジェクト企画・運営業務	2023年4月1日	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	14,883	令和3年度に設立された(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている。 本業務には、市の上位方針等の考え方や、周辺地域の特徴や特性を理解し、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で賑わい創出の企画を行う必要がある。この目的を効率的かつ最大化して実現するため、本業務を担えるのは、前年度から本業務を実施している、(株)神戸ウォーターフロント開発機構以外にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント再開発推進課(595-6307)
14	神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス周辺環境対策業務	2023年4月1日	(株)神戸フェリーセンター	12,301	(株)神戸フェリーセンターは三宮フェリーターミナルの指定管理者として、開設以来一貫してその運営に携わり、第3突堤全体の貨物搬出入の管理誘導を確実・効率的に行っている。第3突堤の管理を行う(株)神戸フェリーセンターが、一体的にその基部の車両の交通誘導・不法駐車排除を行うことにより、人員の効率的な配置、運営が可能となり、フェリー発着や周辺道路の状況に応じた迅速で適切な業務が遂行できる。 神戸ポートオアシスについては、指定管理者による管理が行われているが、周辺歩道・道路については、対象外となっている。神戸ポートオアシス周辺の違法駐車から生じる大きな混乱を回避し、港湾機能を維持し、清掃等周辺環境対策を行うには、第3突堤及びその基部の管理・誘導業務の密接な連携とフェリー発着や周辺道路の状況に応じた迅速で適切な対応が必要であることから、長年、三宮フェリーターミナル運営の実績を持つ(株)神戸フェリーセンター以外にその業務を実施できる団体がないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営企画課(595-6268)
15	港湾労働者休憩所運営業務	2023年4月1日	(一財)神戸港湾福利厚生協会	7,685	一般財団法人神戸港湾福利厚生協会(以下「福利厚生協会」という。)は、港湾労働者の食堂・喫茶事業、宿泊施設の提供を県市指導のもと独自に行い、港湾労働者への福利厚生に実績をあげてきている。加えて、福利厚生協会の運営には港湾事業者が関わっており、港湾労働事業を熟知しており、港湾労働者へのきめ細かいサービスの提供が可能な団体である。 港湾労働者休憩所は荷役作業に合わせ、日曜祭日を除く平日、早朝から施設の管理、湯茶の提供等を行っており、福利厚生協会が行っている食堂・喫茶業務と併せて一体的に行うことで、施設の維持管理事業を効率よく適切に遂行できるのは同協会だけである。同協会は、港湾労働者の福利厚生の充実や荷役作業の向上を目的に設立され、港湾労働事業を熟知していることから、その運営方針が港湾労働者休憩所の設置目的に合致しており、よりニーズに合った施策を提供していくことが期待できるとともに、港湾管理者との連携や緊急事態にも迅速に対応でき、安全に休憩所の管理運営ができる同協会に委託することが適当であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営企画課(595-6268)
16	須磨海岸における仮設利便施設設置等業務委託	2023年4月1日	富士産業株式会社	49,082	本業務は、令和2年度より神戸市が所有する仮設利便施設の設置・保守・メンテナンス・保管を委託する業務である。 冬期、仮設利便施設は、受託事業者の倉庫に管理保管しているため、他事業者が受託すると、仮設利便施設の構造・設備等の故障に関する責任の所在が不明確になる恐れがあり、もし不具合等が発生した場合、修理・修繕ができなくなる可能性がある。 なお、受託事業者は、プレハブ製造メーカーでもあり、専用倉庫も保有し適切な管理・保管が可能である。また、自社設計・製造した製品であることから、メンテナンス面においても、迅速な修理・修繕、設置・撤去を行うことができるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課(595-6322)
17	須磨海水浴場事故防止及び救援活動業務	2023年4月1日	特定非営利活動法人 神戸ライフセービングクラブ	11,001	本業務は、夏の海水浴場開設期間中の遊泳者及び海岸利用者の水難事故防止のための監視・注意及び救護活動を行う。日本ライフセービング協会(JLA)に属し、JLA認定のライフセーバーの有資格者を有しており、須磨海岸の地理特性を深く理解している団体は、神戸ライフセービングクラブに限られるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課(595-6322)
18	令和6年度須磨海岸安全対策事業	2023年4月1日	須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者(一財)神戸観光局	68,984	本事業はその対策をより効果的に発揮するために、関係機関との連携調整を行う。また、中立・公正な立場で漁業者との調整を行う必要があるなど、須磨海岸を熟知し、海上保安庁、須磨警察署、漁業者等との調整について経験・実績を必要とすることから、当業務を担うのは、須磨ヨットハーバー運営共同事業体代表者(一財)神戸観光局のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課(595-6322)

19	神戸港水門・陸閘等監視制御システム保守業務	2023年4月1日	西日本電信電話株式会社	4,877	本システムは、津波・高潮に備え、遠隔で鉄扉等の閉鎖や監視を行うもので、市民の安全を守るためにはシステム障害の発生を未然に防ぐ必要があり、仮に障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧させる必要がある。 本業務委託先候補は、過年度に神戸港水門・陸閘等監視制御システムの設計及び構築を実施しており、システムの詳細を熟知している。以上により、本業務の確実な履行のためには、本業務委託先候補以外に適切な者は考えられない	地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号	海岸防災課 (595-6326)
20	神戸空港島多目的広場管理運営業務	令和5年4月1日	(株)こうべ未来都市機構 (契約当時：(株)OMこうべ)	5,553	契約相手方は、広場に隣接する神戸と関西国際空港を結ぶ海上アクセス事業を実施し、神戸空港海上アクセスターミナル船客待合所、駐車場において巡回警備業務を行っており、これら施設と多目的広場を一体的に管理でき、効率的に業務を遂行することができる唯一の事業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	空港調整課 (595-6272)
21	海面清掃等業務	2023年4月3日	一般社団法人神戸清港会	79,992	神戸清港会は、神戸港内の海面清掃作業やごみの不法投棄防止事業等を実施するために、関係官公署及び港湾事業者関係社により昭和14年に設立された団体であり、現在神戸港において、神戸市港湾局をはじめ官公署（税関、海上保安本部、消防署等）や港湾事業者等350団体を会員とし、日々会員ごみの収集や不法投棄物の撤去、あるいは不法投棄防止等の啓蒙・啓発活動を行っている。海面清掃は、季節によってごみが集まる場所に変動があり、また内・外航船、はしけ、フェリー等、多くの船が行き交う中、安全に巡回・清掃作業を行うには港内の状況を熟知しておく必要がある。回収した塵芥類についても分別、水切り、さらに流木等についてはせん断、破碎等を行ってから処分場に運搬する必要があるため敷地の確保やクレーン等の設備も必要となってくる。また、水深の浅いところや清掃船が入り込めない場所では、海面清掃作業と連携して陸上からの回収作業も行う。ソーラスフェンス内の岸壁や臨港地区内の港湾事業者が集積する一部道路の清掃作業についても、沿岸荷役作業や大型車両の運行の支障とならないよう事業者ごとの調整を行う必要がある。以上のとおり、神戸清港会の設立趣旨、長年の作業実績に基づく信頼度、安全度、熟知度や事業者との調整能力の観点から、本業務を実施できるのは、神戸清港会しかない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	神戸港管理事務所(304-2500)
22	令和5年度環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業	2023年4月3日	阪神国際港湾(株)	65,952	阪神国際港湾株式会社は、国際コンテナ戦略港湾政策に基づき、阪神港への集貨施策等に取り組んでいるだけでなく、港湾運営会社として、コンテナターミナルのほか、フェリーふ頭や在来貨物を取り扱うライナーふ頭の管理も行っている。同社は、これらの業務を通じて、船社、荷主、物流事業者をはじめとする港湾関係者と良好な関係を築いていることで、業界情報のみならず、最新の物流事情等にも熟知している。本業務は、輸送上における環境負荷低減を目指すため、神戸港を活用した新たな物流ルートを探るものであり、その募集、受付、審査等の業務にあたっては、上述の経験やノウハウ等が必須である。よって、阪神国際港湾株式会社以外に本業務を履行できる委託先はない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第6号	物流戦略課(595-6287)
23	みなとシステム保守・運用業務	2023年4月12日	株式会社第一コンピューターソース	29,834	本システムは、総合評価一般競争入札により、株式会社第一コンピューターソースが構築したものであり、これまで同社が保守・運用業務を行い安定的なシステム運用を維持してきた。システム構成等に熟知し、保守・運営に関する技術的な知識が蓄積されている同社のみが本業務を確実に遂行できるため。 同社以外に委託をする場合、プログラム解析が必要となり多大な時間と経費が必要となる。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6291)
24	みなとシステム改修業務	2023年4月12日	株式会社第一コンピューターソース	197,740	本システムは、総合評価一般競争入札により、株式会社第一コンピューターソースが構築したものであり、構築後は同社が改修・保守・運用業務を行い安定的なシステム運用を維持してきた。システム構成等に熟知し、保守・運営及び改修に関する技術的な知識・知見が蓄積されている同社のみが本業務を確実に遂行できるため。 同社以外に委託をする場合、プログラム解析が必要となり多大な時間と経費が必要となる。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6291)



25	メリケンパークビジョン運営業務	2023年4月20日	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	1,914	令和3年度に設立された(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っているほか、同エリアを対象として都市再生推進法人の指定を受け、ビジョンを含む複数の都市利便増進施設を一体的に管理・運営を行うことになっている。 都市再生推進法人として、市の方針や周辺地域の特性を理解しウォーターフロントエリア全体を活かす視点で投影内容を検討・管理する必要があるため、この目的を実現できるのは(株)神戸ウォーターフロント開発機構以外にはない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課(595-6307)
26	PCB廃棄物処分委託	2023年5月24日	中間貯蔵・環境安全事業(株)	12,412	高濃度PCB汚染物の無害化処理は特殊の技術を必要とし、上記委託先以外では行うことができない。また、上記業者は国より委託を受けて高濃度PCB汚染物の無害化処理を実施する唯一の会社である(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第4項)。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	工務課(595-6311)
27	神戸港客船誘致にかかるファミトリップ企画及び実施	2023年6月1日	株式会社プロアクティブ	7,089	既に、公募、企画提案審査を経て神戸観光局港湾振興部で「都心商業地でのおもてなし環境整備事業」として委託している。その事業のうちの、FAMトリップにかかる部分を、より効率的に誘致活動を行うため、神戸市からの委託に変更する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	振興課(595-6289)
28	港湾施設の維持管理等に関する調査・研究	2023年6月1日	神戸市公立大学法人 神戸市立工業高等専門学校	3,000	国においては、将来的な担い手不足、インフラの老朽化、維持管理費の増大といった課題への対応として、インフラ分野におけるAI等の研究開発の促進に取り組んでいる。国土交通省港湾局でも、基本方針の一つとして、持続可能な港湾開発等のための港湾関連技術の生産性向上及び働き方改革の推進のため、点検業務等へのIoT・ロボット活用の促進を定めている。 神戸港においても、港湾施設の点検・維持管理のため、今後、IoT・ロボットの活用を進めていくことは不可欠であり、それらを担う若手技術者の人材育成も重要な課題となっている。 このような状況を踏まえ、港湾局では、令和2年度から、神戸市立工業高等専門学校と「港湾施設の維持管理等に関する調査・研究に係る負担協定」を結び、同校の学生が中心となって製作した自律移動ロボット等を活用した共同研究に取り組んでいる。令和5年4月より、同校の運営主体が神戸市公立大学法人に移行したが、本業務はこれまでの取り組み等を踏まえながら実施していく必要があるため同校と随意契約する。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6300)
29	新港西地区波除堤他整備業務	2023年6月2日	阪神国際港湾株式会社	2,850,000	阪神国際港湾株式会社は神戸港を熟知しているうえ、各ターミナルとの関係が深く船舶等の運航調整を行うことに長けた会社である。同海域の他周辺工事と同一業務として発注し、工事効率を向上させて工期短縮を図る本業務においては、フェリーをはじめとした輻輳する各船舶との調整について、民の視点も踏まえて円滑に実施することが必須条件となるが、神戸港において、これを可能とし本業務を迅速かつ確実に履行できるものは、船舶運航の調整におけるノウハウと各船社への関係性を積み上げた当該団体以外に考えられない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課(595-6307)
30	ポートアイランド港湾緑地ランドスケープデザイン検討業務	2023年6月15日	株式会社アール・エフ・エー	6,046	本業務で検討するランドスケープデザインは、その将来ビジョンに整合させ、また検討内容を適宜反映させる必要がある。本業務の委託先は、都市局から広く市民・企業等に本提案を共有し、まちづくりの機運醸成を図ることを目的とするシンポジウムの開催などを受託しており、それら業務と密接に連携しながら、効果的・効率的に実施できるのは委託先候補以外にない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課(595-6307)
31	阪神国際港湾(株)との賃貸借契約更新にむけた不動産鑑定業務	2023年6月19日	山陽不動産鑑定(株)	7,755	委託先候補は過年度(H24年度以降)から国際コンテナ戦略港湾の対象となる物件の評価業務を行っている。今回の評価対象物件は過去に評価した物件の継続賃料の評価であり、過去の評価実績が基になることから委託先候補が最も適正かつ迅速に委託業務を行うことができ事業者の中で最も適切である。 また、不動産鑑定評価報酬基準は報酬基準額に照らして決定するため、見積合わせにはなじまない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	経営課(595-6278)
32	須磨海岸ロボットゲート管理システムのサーバー機器更新業務	2023年6月20日	シー・ティー・マシン株式会社	6,490	本委託業務は、現に構築・運用しているシステムがI S D N通信対応であるが、2024年1月にI S D N通信システムが終了するため光通信対応システムへ改修が必須であり、併せて機能改善を行う業務であり、本システムに精通している開発業者以外の者に発注した場合、システムの仕様に著しく支障をきたすおそれがあるため、競争入札に適さず、本業務の確実な履行のためには、本業務委託先候補以外に適切な業者は考えられないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課(595-6323)

33	メリケンパークの回遊、滞留状況の可視化支援業務	2023年6月30日	西日本電信電話株式会社兵庫支店	4,950	委託候補者である西日本電信電話株式会社兵庫支店は、実証実験的にウォーターフロントエリアの日常、非日常の人流の変化を収集し、分析・可視化することで都心三宮・ウォーターフロント地区全体の流動性の向上、地域活性化等に広く役立てるためにメリケンパークに人流センサーを設置している。 本業務については当該センサーを利用して、リアルタイムに来場数の把握や分析を行うことで、さらなる賑わいづくりに寄与することを目的としており、本業務を効果的・効率的に実施できる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	振興課(595-6282)
34	須磨と淡路を結ぶ海上航路実証実験	2023年7月1日	一般財団法人 神戸観光局	25,000	本業務は、須磨海岸エリアの魅力向上や須磨ヨットハーバー再整備に関する新たな機能の導入検討を目的として実証実験を運営する業務であり、これまで神戸港のプロモーション事業やイベント事業、船舶を活用したみなどの賑わいづくりのほか、広域的な観光施策の展開など、豊富な実績、関係団体とのネットワークなどを有する委託候補者でなければ、迅速で適切な業務の遂行は困難である。 また、本事業は須磨ヨットハーバー再整備を見据えた実証実験であり、現状の課題を十分に把握したうえで詳細な事業計画を作成する必要があるため、長年にわたって須磨ヨットハーバーの指定管理者である委託候補者以外に実施可能な事業者はいないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6301)
35	須磨地区千森川横断部整備修正設計業務	2023年7月6日	株式会社東光コンサルタンツ	9,952	本業務の実施に際しては、先行業務で設定された歩道線形や人道橋の設計条件などの内容を十分理解し、修正設計に伴う設計済範囲への影響確認などの整合を図りながら実施する必要があることから、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になる。 したがって、当該業務の円滑かつ確実な履行のためには、同一業者による業務の遂行が不可欠であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	海岸防災課(595-6323)
36	令和5年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査	2023年7月6日	一般財団法人 みなと総合研究財団	4,645	本業務は、5年に一度、国土交通省港湾局と全国54港湾管理者の共同により実施されるものである。なお、業務を効果的かつ効率的に遂行するため、業務委託契約については、神戸市を含む各港湾管理者と国土交通省港湾局の間で協定を締結し、契約手続きを国が代行することとしている。 委託先は国土交通省による総合評価落札方式（価格・品質・技術等を総合的に評価）で選定したため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	港湾計画課(595-6304)
37	高浜護岸人道橋基本設計修正業務	2023年7月26日	協和設計株式会社神戸支店	4,313	本業務は、前年度に実施した設計に新たな条件を追加して検討を行うものであり、本業務を迅速かつ効率的に担えるのは、前年度に本業務を実施し内容を熟知している、協和設計（株）以外にない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課(595-6307)
38	メリケンパーク賑わいづくり	2023年8月1日	早駒運輸株式会社	8,910	本業務は、日常的にメリケンパークの状況を把握し、課題を認識した上で遂行する必要があるため、メリケンパークの施設環境を熟知していること、またイベント主催者等との利用調整業務と一体的に行うことが必須となる。 当該事業者は、神戸港ウォーターフロントエリア（メリケンパーク～ハーバーランド広場）の指定管理者である共同事業体の代表者であり、共同事業体の中での職務分担上も当該地の実態管理を担っていることから、本業務を効果的・効率的に実施できる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	振興課(595-6282)
39	神戸新交通ポートアイランド線中公園駅 駅舎屋根塗装改修業務	2023年8月4日	神戸新交通株式会社	7,158	本業務は、足場等の仮設工事を含め、軌道上での作業が発生する可能性があることから列車の運行管理、安全管理と密接に関係する。 設計においては、工事施工上の制約を確実に把握した上で、材料・工法の選定を行い、設計内容に反映するとともに、工事施工においても列車の安全運行に関する十分な知識と経験を有する者が監理する必要がある。 よって、業務内容を一義的に明示することは困難であり、当該路線を管轄する鉄道事業者である神戸新交通(株)に業務を委託するものである。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	工務課(595-6311)
40	メリケンパークにおける緑化空間整備及び維持管理	2023年8月7日	早駒運輸株式会社	10,351	本業務はメリケンパークの来園者が緑や木陰を感じながら居心地よく滞在できる緑化空間整備の実証実験を行うものであり、本業務を確実かつ安全に実施するためには日常的にメリケンパークの利用状況や施設環境を熟知していること、天候やイベント開催等の現場状況にあわせてきめ細やかに業務を実施しながら強風時等必要な場合には緊急的な対応を行うことが必須となる。 当該事業者は、上記共同事業体の代表者であり、共同事業体の中での職務分担上も当該地の実態管理を担っていることから、本業務を効率的・効果的に実施できる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課(595-6307)

41	神戸港港湾脱炭素化推進計画策定業務	2023年8月7日	デロイトトーマツコンサルティング合同会社	5,500	<p>本業務における計画策定にあたっては、令和5年2月に官民連携のもと策定した、神戸港のCNP形成に向けた基本的な方向性を示す「神戸港CNP形成計画」に基づく必要がある。</p> <p>委託候補者は「令和4年度神戸港CNP形成計画策定業務」に携っており、他にも神戸・関西圏水素利活用協議会の事務局を務めるなど、神戸港の脱炭素化に向けた方向性を理解しており、また多くの神戸港関係事業者との関係性を構築している。さらに、脱炭素領域における事業構想策定・事業立案や経産省・環境省のほか、多くの官公庁の協議会設置・運営にかかる知見・実績を有しており、委託候補者のみが、的確に業務遂行が可能であるため。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号及び6号	港湾計画課(595-6301)
42	新港第2突堤周辺緑地修正設計・監修業務	2023年8月9日	光井純アンドアソシエーツ建築設計事務所(株)	6,182	<p>昨年度は、ウォーターフロントビジョンに掲げる「海辺」まちの創出を図るため、エリアマネジメントを担う(株)神戸ウォーターフロント開発機構が基本設計業務を受託しており、光井純アンドアソシエーツ建築設計事務所(株)(以下「JMA」)の協力の元、憩い空間と夜間景観のランドスケープ設計を取りまとめている。本業務では、その設計理念、周辺事業者との調整内容を踏襲しながら速やかにランドスケープの修正設計を行い、同様の思想をもってその後の監修にあたる必要があるため、それらの背景を熟知し、迅速かつ効率的に業務を担える基本設計に携わった企業から、委託先を選定することが最良であると考えられる。よって本業務を担えるのは基本設計に携わっていたJMAを除いて他に存在しない。よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号の規定により、本業務はJMAに特命随意契約するものとする。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号	工務課(595-6311)
43		2023年8月10日	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構	20,988	<p>本業務は、周辺地域の特徴や特性、本市の施策を十分に理解し、タワー出店者をはじめとした関係者と最適な調整を図りながら、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で賑わい創出の企画を行う必要がある。同エリアを対象としたまちづくりを担う団体として都市再生推進法人の指定を受け、「神戸ウォーターフロントアートプロジェクト」や「神戸ポートタワーのリニューアル事業」を展開している(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、本業務を効率的かつ最大化して実現できる唯一の事業者である。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号	振興課(595-6282)
44	令和5年度 神戸ウォーターフロントアートプロジェクト企画・運営業務その2	2023年8月10日	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	59,072	<p>令和3年度に設立された(株)神戸ウォーターフロント開発機構は、ウォーターフロントエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている。</p> <p>本業務には、市の上位方針等の考え方や、周辺地域の特徴や特性を理解し、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で賑わい創出の企画を行う必要がある。この目的を効率的かつ最大化して実現するため、本業務を担えるのは、令和3年度から本業務を実施している、(株)神戸ウォーターフロント開発機構以外にはない。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号	ウォーターフロント再開発推進課(595-6307)
45	PCB廃棄物処分委託	2023年8月16日	中間貯蔵・環境安全事業(株)	8,346	<p>高濃度PCB汚染物の無害化処理は、特殊の技術を必要とし、上記委託先以外では行うことができない。また、上記業者は国より委託を受けて高濃度PCB汚染物の無害化処理を実施する唯一の会社である(中間貯蔵・境安全事業株式会社法第7条第4項)。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号	工務課(595-6311)
46	須磨海岸自動運転車両走行業務	2023年8月30日	株式会社BOLDLY	3,500	<p>運行実証実験にあたっては、数ある自動運転バスの中から須磨海岸の運行環境に応じた最適な車両を選定し、自動走行に必要なマッピング等のシステム設定を行うことが求められる。</p> <p>当該企業は、自社開発の遠隔監視システムを構築しており、車両メーカーを限定することなく様々な自動運転バスの遠隔監視を行うことが可能である。また自動走行に必要なマッピングや性能検証も自社対応することができ、道路状況に合わせた細かいセッティングも自社対応が可能な企業である。</p> <p>今回走行予定の車両(エストニア製:Mica)は、日本向けに開発された最新の車両で、自動運転小型バスとしては唯一障害物の回避機能を有しており、作業車の駐停車が予想される須磨海岸において最適な車両である。この車両は、日本では当該企業のみが保有している。</p> <p>さらに、当該企業は、現時点で日本の4地域で自動運転バスの社会実装を実現させており、また政府としても2025年目途に全国50か所程度に実現することを目標として様々な施策を講じていることから、今後の自動運転バスの社会実装に繋がる実証実験ができることは明白である。</p> <p>以上より、本業務の委託先は、当該企業以外に適切な者は考えられないため。</p>	地方公営企業法施行令第21条14第1項2号	海岸防災課(595-6323)